

国民年金付加年金保険料を納付して 受給年金額を増やしませんか

■国民年金付加年金保険で将来の受給年金額を増やせます

国民年金付加年金制度とは、国民年金第1号被保険者（国民年金加入者）および任意加入被保険者（65歳以上の人を除く）が、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受け取る年金額を増やす制度です。

●定額保険料（令和7年度） 1万7510円／月

●付加保険料 400円／月

■付加年金額について

付加年金額は、「2000円×付加保険料納付月数」で計算します。例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料月額400円を上乗せして納めた場合、40年間で総額19万2千円を余分に支払うことになりますが、年金受給時に年額9万6千円が加算されるので、2年間で上乗せ分を取り戻すことができます。

■付加保険料を納める際の注意事項

納めていただく際、次の点に注意し

てください。

①付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。

②付加保険料の納期限は翌月末日と定められています。

③納期限を超過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。

④付加保険料の納付を希望しない場合は付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。

⑤国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません。

⑥月末が土曜日、日曜日、休日の場合および年末の納期限は、翌月最初の金融機関などの営業日となります。

※詳細は年金事務所または町住民生活課までお尋ねください。

【お問い合わせ先】

熊本東年金事務所

☎096・367・8144

町住民生活課

☎096・234・1113



農業者年金に加入しませんか？

●農業者年金制度とは

老後を安心して暮らすためには、若いうちからの備えが必要であり、年金への加入が欠かせません。農業者年金は、農業に従事する人が加入できる年金制度です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金で、保険料は自由に選べ、いつでも見直しできます。また、支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。農業者年金で老後の生活の安定を考えませんか？

●加入要件

次の要件を満たせば、誰でも加入することができます。

【年齢要件】…………… 20歳以上65歳未満

【国民年金の要件】… 国民年金の第1号被保険者（ただし、保険料納付免除者でないこと）

60歳以上65歳未満で加入する場合には、国民年金の任意加入被保険者

【農業上の要件】…… 年間60日以上農業に従事する者

●保険料の国庫補助

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方は、保険料の支援が受けられます。

【お問い合わせ先】

町農政課 ☎096-234-1176

詳細は町公式ウェブサイトをご覧ください▶



国民健康保険の「資格確認書」「資格情報のお知らせ」の更新はお済みですか？

■国民健康保険被保険者証の更新はお早めに

町国民健康保険被保険者の令和6年度交付の「保険証（うぐいす色）」、「資格確認書（うぐいす色）」、「資格情報のお知らせ（だいたい色）」の有効期限は、7月31日（木）です。

8月から使用可能な令和7年度の「資格確認書（あさぎ色）」、「資格情報のお知らせ（さくら色）」は、7月中旬ごろに町から世帯主宛てに発送しています。まだ届いていない方は町住民生活課保険係へお問い合わせください。

■交付される種類

●「資格確認書（あさぎ色）」

「マイナ保険証」への利用登録を行っている方、利用登録は行っていないが、要配慮者として「資格確認書」の交付申請をされた方。

●「資格情報のお知らせ（さくら色）」

「マイナ保険証」への利用登録が完了している方

※窓口での「資格確認書」の受け取りを希望する人は、古い「被保険者証」もしくは「資格確認書」と連転免

許証やマイナンバーカードなど本人確認ができるものをお持ちください。

■マイナ保険証の利用が難しい方

令和6年12月2日以降、健康保険制度は「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行し、原則、「マイナ保険証」での医療機関等の受診をすることとなりましたが、「マイナ保険証」を持っていてもその利用が難しい要配慮者には、申請により「資格確認書」を発行できます。ご希望の方は、住民生活課保険係にて申請してください。

※申請は代理でも可能ですが、申請者と代理人が別世帯の場合は、委任状と代理人の本人確認書類をご持参ください。

●要配慮者とは

介助者等の第三者が、高齢者または障がい者である被保険者本人に同行して、本人の資格確認を補助する必要があるなど、「マイナ保険証」での受診が困難な方。

【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎096・234・1113

医療費が高額になるときは「マイナ保険証」「限度額適用認定証」のご利用を

●医療費が高額になるとき

医療費が高額になるときは、「限度額適用認定証」を利用することで医療機関などの窓口で一部負担金の支払いが限度額までになります。また、「マイナ保険証」の利用登録がお済みの方は、「限度額適用認定証」がなくても「マイナ保険証」を提示し、ご本人が情報提供に同意することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

●8月1日（金）から「限度額適用認定証」の申請を受け付けます

国保被保険者で、「マイナ保険証」の利用登録がお済みでない方（資格確認書で医療機関を受診される方）は、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

対象の方のうち、令和7年度「限度額適用認定証」の交付を希望される場合は、町住民生活課にお問い合わせください。申請受付は、8月1日（金）からです（申請には資格確認書が必要です）。

なお、自己負担限度額は、住民税の課税状況や所得などによって異なります。世帯内の国保被保険者の資格異動（転入出、死亡、社会保険への加入・脱退）があった場合にも、自己負担限度額が変更になることがあります。また、国民健康保険税を滞納していると認定証を交付できない場合がありますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線108）

詳細は町公式ウェブサイトを
ご覧ください▶

